

契約内容確認し 未然に被害防ごう

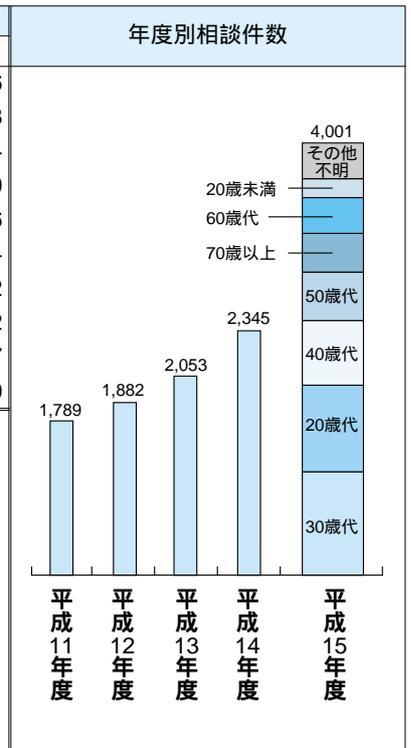
平成十五年度、消費生活センターに寄せられた相談は四千一件で、平成十四年度に比べ一・七倍に増加しました。消費生活センターが開所した平成九年度と比べると四倍にもなります。

特に、利用した覚えがない電話での情報料金を請求されるなどの相談が急増。また、携帯電話に送られてくる架空請求・不当請求の相談が九百七十九件と前年度より六百四十件も増加しています。そのほかの相談件数は下表のとおり。

なお、相談者を年齢別にみると三十代が一番多く、次に二十代、四十代が続いています。いずれの年代も電話情報サービスの相談が多く、平成十四年度の二倍になっています。

トラブルに巻き込まれないために

消費者トラブルの七割は契約に関連した問題です。トラブルを防ぐには、契約に関する正しい知識を知ることが大切。契約書はよく読んでからサインしてください。また、契約は口頭で成立しますので、電話勧誘にあいまいな返事はしないように注意しましょう。



商品・役務別相談件数		件数
順位	商品・サービス	
1	電話情報サービス、架空請求	1,356
2	フリーローン・サラ金	928
3	賃貸アパート・借家	144
4	資格取得用教材	109
5	新聞・紳士録・単行本	86
6	浄水器、消火器	84
7	耐震診断サービス、結婚相手紹介サービス	72
8	リフォーム工事	62
9	自家用車・中古車	57
10	羽毛布団	50

悪質商法から身を守るために

次の五つのフレーズを覚えて、悪質商法に気を付けましょう。

① 気を付けて甘い誘惑やさしい言葉 うますぎる話にいつも落とし穴 前払い品物届くか要注意 ② 考えて「ノー」というのはあなたの勇気 八日間使える切り札クーリング・オフ

クーリング・オフ クーリング・オフは、いったん訪問販売などの特定の取引引

きを契約した場合でも、一定期間には消費者が自由に契約を解除することができる制度。ただし、販売方法や期間、指定商品に制限があるので、注意が必要です。なお、クーリング・オフは右図(契約解除通知書)の書き方を参考にし、必ず書面で通知してください。また、トラブルを防止するために、通知書のコピーを残し、郵便局の窓口で配達記録郵便などで郵送しましょう。



事例1 携帯電話に「有料サイト料金」の入金がいまだに確認できません。遅延金と手数料を含めて四万円を至急お支払いください」とメールが届きました。全く覚えが無く、問い合わせのメールを送りましたが返事がありません。

事例2 携帯電話に「アダルトサイト料金」二千元が未納のため、延滞料を含めた料金が十五万円となっている。支払わない場合は、自宅に回収に伺う」と電話がありました。以前、利用したことはありますが、料金はきちんと指定口座に振り込んだはずでした。

携帯電話の架空請求が増加 相手への返信はやめましょう

…問い合わせは消費生活センター 230 1755へ。

事例2は 利用した業者とは違つ業者からの請求でしょう。一度でも利用したり登録したりすると、ほかの業者にもその個人情報(名前、住所、電話番号)が回り、記憶のあいまいさにつけこんで請求してくることがあります。電話が来ても、今以上の個人情報を決して伝えず、支払いを拒否することが大切です。

こうした場合には、メールアドレスの変更、携帯電話の着信拒否などの自衛手段を取りましょう。トラブルを避けるためには、安易に利用せず、利用条件を確認する慎重さが重要。「完全無料」使い放題」などと、無料であるかのような表現で誤解させ、登録をさせる業者もいます。後になってから規約に有料と書いてあるからといって、登録料を請求する手口です。あやしいサイトには近付かないよう注意しましょう。

